

政策
I

急激な市民生活の変化に対する支援

“返済免除付き”生活支援資金貸付制度

(予算額：50,000千円)

収入減少により、家計に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を無利子で貸し付ける制度について、返済免除要件を中心とした貸付要件の大幅な緩和や拡充を行い、「返済免除付き飛騨市生活支援資金貸付制度」として真に生活に困っている市民が安心して迅速に借りられる貸付制度に見直します。

● 制度の概要

- 対象者 令和元年 11・12 月の通常の月額収入の平均額に対し、直近の月額収入が 2 / 3 以下に減少した方（同一世帯内で複数人の貸付も可）
- 貸し付け額 **「最大 30 万円（一括可）を 3 ヶ月以内で貸付」に緩和**
(これまでは「月額 10 万円以内を 3 か月まで」)
- 借入・返済 連帯保証人不要、無利子、償還期間 5 年以内（初回借入日から 1 年以内据置）
- 対象期間 令和 2 年 3 月 2 5 日から随時受付しており、終期は新型コロナウイルス感染症による市民生活の影響を勘案し判断します。

● 新たな要件の緩和等

① 返済免除要件を新たに追加し緩和

- 返済免除要件
(1) 当初借入日以降 4 か月目の借入者の収入月額（公的な給付金・借入金等は含めない）が、貸付対象要件に合致しており、**世帯全体の収入が基準額に満たない場合**

【基準額】

世帯主の月間収入を市民税非課税相当と市がみなして設定した以下の額
 単身世帯：10 万円、2 人世帯：15 万円、3 人世帯：20 万円、4 人世帯：25 万円
 以降世帯員数につき 5 万円ずつ加算

ただし、同一世帯で複数人借入している場合は、同世帯内で 1 名分の借入分のみ免除対象とする。

《借入例》

～5/9	5/10	7/15	8/2	8/9	8/10～9/9	9/10～	～	翌年 5/10
月の収入額が R1.11・12 月時より 2/3 以下に減少	借入可能期間 3 か月間				この 1 ヶ月間における収入で返済免除要件に該当するか判断	要件該当で返済免除	～	返済免除がなければ返済開始
	初回借入 20 万円	2 回目借入 5 万円	3 回目借入 5 万円					
					この 30 万円の返済据置期間（5/10～翌年 5/9）			
					8/10～11/9 の 3 か月の間 貸付要件該当で再借入申込可能 ※初回借入日より 1 年間返済据置			返済免除はなし

新たに追加

- (2) 「返済開始時に、市の家計支援や就労支援を受けて計画的に自立を目指す場合で、市が自立や生活再建のために返済免除が必要と判断した場合」

② **再借入の導入**

当初借入日から4か月目入った時点以降3月以内で、なおも本制度の貸付条件に合致している状況の場合は、再度の借入を可能にします。

※ この再貸付は、今回追加の返済免除要件は適用しません。

③ **他制度との併用可能**

他の公的資金の借入や国等からの給付等との併用を可能にします。

※ 県の生活福祉資金貸付（市社協で同様に受付）も条件が合えば、さらに借入可能

・緊急小口資金(10万円 or 20万円 (4人以上世帯、子の世話、要介護者の介護等)

・総合支援資金(失業者向け 3ヶ月間、月20万円以内、市の自立支援を受ける必要有)

※ 国の国民1人一律10万円給付は、収入減少確認に際し、収入額としては算入しません。

④ **返済据置期間の延長**

据置期間を「最終借入日から6ヶ月」としていたものを「初回借入日から1年以内」に延長します。

⑤ **延滞利子の廃止**

返済期限までに返済できない場合の延滞利子を廃止します。

【問合先】 飛騨市役所 地域包括ケア課 0577-73-6233